

## 「内鮮一体」論の展開と徴兵制の導入

今井 勇<sup>※</sup>

### はじめに

明治以降、日本は対外戦争での勝利により植民地を領有する国家となった。

植民地の獲得は、日本に統治区域の一部でありながら異民族の居住する地域を支配しなければならないという問題を突きつけ、以後敗戦に至るまで、為政者は異民族支配の問題に頭を悩ませ続けることになる。

日本の異民族支配の基本は同化政策であり、中でも内地延長主義が採用された朝鮮・台湾・樺太においては、同化政策がより強力に展開された。

比較民俗学特講Ⅱでは、「近代日本の植民地支配—朝鮮における同化政策を中心に—」と題し、日本の異民族支配の実態を朝鮮における同化政策に注目して考察を進めた。

一九一〇年の「韓国併合」以来、一貫して日本の朝鮮支配の基本方針とされた同化政策は、一方で受容的姿勢を強調しながら、極めて分離主義的な排除の構造を兼ね備えたものであった。つまり、一方では、欧米列強の帝国主義を批判しながら、自らの植民地主義を合理化しなければならない矛盾が、日本文化への同一化ばかりを強要し、社会的、制度的平等化の道筋を示すことは無いという政策の二重性を生みだしていたのである。

法制的、政治的には明らかに「異域」としての政策を強いながら、イデオロギー的には「内地化」を求めるという現実と理念の乖離が存在し続けた日本の植民地政策の破綻は必然であったと考えられる。

ただ、朝鮮における同化政策は常に一定の熱意をもって推進され続けたというわけではなく、特に一九三七年の日中全面戦争突入以降は、「内鮮融和」から「内鮮一体」へのスローガンの変化に象徴的に示されているように、より徹底的な同化政策を展開し、朝鮮の植民地的隷属化の確立に狂奔した。

それではなぜ日中戦争を直接の契機として「内鮮一体」「皇民化」などの同化政策の強化がもたらされたのであろうか。

そこには日中戦争、そして太平洋戦争への戦線の拡大とともに、朝鮮人民の労働力をすべて戦力として、またすべての資源を軍事物資として収奪し尽くそうとする意図が反映されたことは疑うべくもない。

中でも、朝鮮人を「兵員資源」として渴望していた軍部の積極的な同化政策への介入が日中戦争以降の同化政策強化を促進したと考えられるのである。

---

※筑波大学大学院歴史・人類学研究科

本稿では、同化政策と密接な関係を有し続けた朝鮮における志願兵制度の展開、朝鮮人学徒兵の出陣、そして徴兵制度の施行に至る過程についての考察をすすめ、徴兵制施行の前提として常に強調され続けた「内鮮一体」の論理とはどのようなものであったのか、そして、日本人側が追求したあるべき朝鮮人の姿とはいかなるものであったのかについて考えたいと思う。

## 1. 志願兵制度の導入

「はじめに」でも述べたように、一九三七年七月の日中全面戦争突入による本格的な戦時体制への転換は、朝鮮人民に対して戦争遂行政策への全面的協力を強制することになった。

その日中戦争下の朝鮮において、植民地支配の基本方針として提唱されたのが「内鮮一体」であった。

「内鮮一体」の提唱者とされる前陸軍大臣・前朝鮮軍司令官南次郎が一九三六年八月五日に朝鮮総督に就任した。南は、その任地出発において次のような声明書を出した。

「総督の重任を拝したる以上は御詔書の御聖旨を奉体し…先輩各位の銳意築き上げたる治績に対し、一意之が伸張充実に努め、民力の發達、康福の増進、産業の發達を固り更に進んで真に内鮮融和の実を挙げ一視同仁の御聖旨に副い奉りたいと思ふのであります。惟ふに東洋平和の根基は日満両国の不可分關係を益々堅確牢固ならしむるにあります、而も朝鮮と満州国とは接壤の關係にありますので兩民族は真に一九として共存共榮を期せねばなりません」(朝鮮総督府『施政三十年史』)

ここでは朝鮮統治の方針が示されると同時に、満州国と国境を接した朝鮮のあり方、つまり内地(日本)、朝鮮、満州の緊密な連携の必要性が強調されている。

さらに一九三七年四月の第二次道知事会議では、「国体明徴」「鮮満一如」「教学振作」「農工併進」「庶政刷新」の五大政綱が発表され、統治の方針が具体的に明確化された。この五大政綱公表の三ヶ月後に日中全面戦争が勃発する。

一九三八年四月道知事会議の席上で、南は次のように述べている。

「本事変の齊せる直接間接の形而上下に互る影響と、吾人の施行せる事跡を検討するに五大方針は統治の根本趣旨たる内鮮一体の本流に沿ふて、一層新たなる意義を帯び、其の実績を挙げ得ることに想到し得るのであります」(『道知事会議ニ於ケル総督訓辭』一九三八年四月十九日 宮田『朝鮮民衆と「皇民化」政策』より重引)

ここにおいて、遂に「内鮮一体」こそが朝鮮統治の根幹であり、その方針に沿ってこそ自らの五大政綱も「一層新たなる意義を帯び」、「その実績を挙げ得る」と主張するに至ったのである。

そして、日中全面戦争の長期化に伴い、国家総力戦に備えて、国民運動の統制を強化し、情報宣伝の必要から、朝鮮においても朝鮮総督府学務局が中心となって一九三八年七月国民精神総動員朝鮮連盟(一九四〇年一〇月国民総力朝鮮連盟に改組)を組織し、国民精神総動員運動が展開された。

その国民精神総動員朝鮮連盟発足の趣旨の中でも「内鮮一体」が精神的支柱として掲げられて

いる。

「半島ノ民衆亦国民的自覚ヲ喚起シ内鮮一体トナリ…国民精神ヲ強化シテ…国家的使命ノ達成ヲ期」[社会各方面ニ互リテ同一指導精神ノ下ニ運動ヲ統制強化シ真ニ官民協力内鮮一体国策ニ順応シテ銃後ノ守リヲ固クシ以テ時艱ヲ克服セントス](井上秀雄編『セミナー日朝関係史』)  
国民精神総動員運動も南総督によって「一視同仁の聖旨を奉戴する半島統治の最高指針たる内鮮一体の大理想を徹底具現化する」ものであると強調された。

以上のように、日中全面戦争勃発以降の植民地朝鮮は、さながら「内鮮一体」を基調とする徹底した皇民化政策一色の様相を呈するようになったのである。

ここで問題となるのが、「内鮮一体」論が提唱され同化政策が強化されたことと、それと前後して志願兵制度が導入されたこととの関係性についてである。

朝鮮における志願兵制度は、一九三八年二月二十二日、勅令第九十五号「陸軍特別志願兵令」の公布をもってはじまる。

朝鮮人が志願兵となるには、朝鮮総督府陸軍兵志願者訓練所の過程を修了することが必須の条件とされた。資料によると、一九三八年度においては定員四〇〇名に対して志願者二九四六人(入所者数四〇六名)であったのが、太平洋戦争が始まった一九四一年度には志願者が十四万四千余名、翌四十二年には二十五万四千余名にも及んだ。

ただ、この成果の背景には、総督府官憲を中心とした「皇民化運動」、強制的な動員があったことはいままでもない。

そもそも、既に満州事変の翌年から朝鮮人に対する徴兵制の採用に強い関心を抱いていた日本軍部、特に朝鮮に駐留していた朝鮮軍は、日中全面戦争の激化とともに「兵役法ヲ朝鮮ニ施行スル」前提として、志願兵制度を「試験的ニ実施」することに踏み切ったようである。(宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』五二頁)

したがって志願兵制度の導入は、単に朝鮮の人的資源を戦力として補充するのみを目的としたものではなく、戦場という極限状態の中で銃口をどちらに向けるか分からないような強い民族性を有した朝鮮人ではない、徴兵制を安心して実施し得るほど完全に皇民化=日本人化された朝鮮人を形成するための過渡的方法としての導入であったと考えられる。

それは逆に朝鮮人の現状が徴兵制の即時実施にはほど遠い状況にあるという日本軍部の認識の現れでもあり、朝鮮人の有する強靱な民族性に対する不信とその朝鮮人を軍隊組織に組み込むことへの不安、恐怖は根強いものがあった。

しかも志願兵制度導入の結果、当初軍部が想定していた「普通以上ノ生計ヲ営ミ、且素性可良ナル家庭ノ者」(宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』六一頁)の志願は極めて少なく、それまでの同化政策が意外なほど朝鮮人の間に浸透していなかった現実を突きつけられることになった。

植民地朝鮮の人的資源を渴望する軍部が実施した実験的な志願兵制度導入の結果は、朝鮮人の早急な直接戦力化を一層不安にさせるものでしかなかったのである。

朝鮮人の強靱な民族性を改めて痛感し不安と焦燥にかられた軍部は、それまで総督府が行って

きた同化政策の継続に対して、将来の徴兵制実現へ危機感を募らせ、同化政策へのさらなる干渉を強めるようになったのではないだろうか。

さらに、志願兵制度の展開を通して、軍部の意向に沿う「日本人的感情、情操」をそなえた天皇に忠実な「帝国軍人」を形成するために、朝鮮人の内面にまで食い入る徹底的な民族性抹殺政策がとられるようになる。それが精神総動員運動などに代表される極めて強力な皇民化政策であり、その中では常に「内鮮一体」がスローガンとして掲げられたのである。

つまり、日中全面戦争の拡大にともない、植民地朝鮮の人的資源を将来的には直接戦力として投入する必要に迫られた日本軍部が、単に兵員の確保のためというわけではなく、将来の徴兵制を志向した準備段階として実施したのが志願兵制度であった。

そして、その志願兵制度から徴兵制に至る道筋は、朝鮮人の真の皇民化によってのみ達成されるものであり、真の皇民化の前提として、以降暄しく唱えられたのが「内鮮一体」の論理であった。

## 2. 朝鮮人学徒出陣

朝鮮における徴兵制施行の準備段階として実施された志願兵制度であったが、その制定過程において、既に総督府及び日本軍部は朝鮮人の皇民化の現状からみて、徴兵制の施行は早くとも二、三十年後と考えていた。

実際志願兵制度を展開する中でも、先に述べたように、皇民化の不十分さを痛感させられ、徴兵制の早急な施行には慎重にならざるをえなかった。

しかし、太平洋戦争が始まっておよそ半年後、突如として朝鮮における徴兵制の施行が決定される。

一九四二年五月八日の閣議において、「朝鮮同胞に対し徴兵制を施行し、昭和十九年度より之を徴集し得る如く準備を進むること」が決定され、翌九日公表された。

その公表に際して南総督は、日中戦争以来「内鮮一体」の実があがり、志願兵制度の成績が良好であったことが徴兵制の決定に結びついたとする談話を発表した。

「満州事変の勃発は半島同胞の国民的自覚を著しく向上せしめ、支那事変の発生は一層これに拍車を加へるところとなり、内鮮一体の皇謨を翼賛し奉らんとする半島同胞の至情は遂に熾烈なる兵役制度実施の要望となって結集し、政府に於てもこれが要望に応へ去る昭和十三年度より陸軍特別志願兵制度を実施するに至った。陸軍特別志願兵制度は爾来逐年良好の成績を収め…今次大東亜戦争勃発以来半島同胞の至情は実に一大飛躍を遂げ…名実共に皇国臣民として奉公の至誠を致さんとする気運澎湃として半島に漲りつつある現状であり、今回政府が半島同胞に対する徴兵制施行の方針を決定せる所以も亦実に半島同胞が崇高なる兵役に服する域に達したるものなることを確認せる結果…」(『思想月報』九五号)

この南の談話にもかかわらず、徴兵制の決定は、兵役を課せられる朝鮮人だけではなく、総督府の当局者にも時期尚早だと受け取られた。

「昭和十七年五月九日何等ノ予告ナク昭和十九年度ヨリ朝鮮ニ徴兵制ヲ実施スル趣突如発表アリ、各方面ニ異状ノ衝動ヲ与へ内鮮人齊シク其ノ予想以上ノ早急実現ニ驚愕」（『第八十五回帝国議会説明資料』宮田『朝鮮民衆と「皇民化」政策』より重引）

その理由としては、日中全面戦争後、朝鮮人の間に一面では愛国心が高揚しているとしても、当時の朝鮮の治安状況は未だ「半島同胞が崇高なる兵役に服する域」に達したとは言い難いものであったからである。

総督府当局者にさえ時期尚早と受け取られた徴兵制施行の決定であったが、一端決定した以上、その実施に向けての基盤整備とともに、朝鮮人の真の皇民化の達成へ、より一層拍車をかけねばならなかった。

そして、一九四四年四月の徴兵制開始の地ならし的、露払い的な役割を担ったのが朝鮮人学徒の出陣であったと考えられる。

学徒出陣は、学生・生徒（学徒と総称）の身分のまま軍隊に入り、訓練過程を経て、戦線に送られ戦闘に参加したことをいう。

一九四三年十月二日の勅令で「在学徴集延期臨時特例」が公布され、全国の大学・高等学校・専門学校・法文系と一部農系を専攻している学徒は、それまで認められていた在学中の徴兵猶予措置が停止され、徴兵検査を受けて入隊しなければならなくなった。

しかし、この「徴集延期臨時特例」は、あくまで日本人学徒のみを対象としたものであった。つまり、翌四四年四月から正式に兵役が課せられる朝鮮人には四三年十月の時点で兵役法が実施されておらず、したがって彼らに兵役の義務はなかったのである。

ところが、朝鮮人学徒（台湾人学徒も同様）だけが学窓に残ってしまうという兵役法の欠陥を補完し、二一歳以上の朝鮮・台湾学徒を徴集するために四三年十月二十日付で陸軍省令第四十八号「陸軍特別志願兵臨時採用規則」が出された。これは中学以上を修学資格とする修業年限二年以上の学校に在籍する者で、戸籍法の非適用者を対象にした特別志願兵制度であった。

先の一九三八年二月に定められた志願兵制度では、選考を受けて合格した者は朝鮮総督府の設置する陸軍兵志願者訓練所の教育を受けた後入隊することになっていたが、朝鮮人学徒兵の出陣に対応する特別志願兵臨時採用規則では、訓練所の過程を経ず、直ちに現役に編入し一般部隊へ入隊することになった。訓練所での教育は日本語の習得を中心とするものであったが、大学・高専校で教育を受けた者には改めて日本語教育の必要性は無かったからである。

朝鮮総督府は十月二十日に朝鮮人学徒の兵役志願の日程を発表した。その内容は、五日後の十月二十五日から受付開始、十一月二十日締め切り、十二月十二日から二十日に徴兵検査を行い、翌年一月二十日入営というものであった。突然の発表にもかかわらず、朝鮮人学徒はわずか二十七日で死地への決断を迫られることになったのである。

学徒志願の発表当初、総督府は極めて無為無策に時を費やした。確かに、総督府には朝鮮人に徴兵制を施行するのは時期尚早であるとの判断もあったが、一方で「この制度は醜の御楯として前線に赴き鬼畜米英撃排の光榮を担はんとする朝鮮学徒の熱望を叶える」（『京城日報』43.11.1）と

の楽観論もあり、それは一九三八年以来の志願兵制度への応募者殺到に、皇民化の完全なる達成の幻影を見たからかもしれない。

一九四二年五月に朝鮮総督に就任した前拓務大臣小磯国昭も、当初は学徒志願に極めて楽観的な見通しを示していた。

小磯は、学徒志願制度の意義は「内鮮一体」「朝鮮の地位向上の試金石」「志願兵制と徴兵制の谷間で今回限りの学生選良の優遇措置」と位置づけ、同時に「志願こそは積極的な忠誠の表徴」ゆえに「志願を強要するが如きは断じて採らず」とした。(姜徳相『朝鮮人学徒出陣』七頁)

小磯による再三の自発的志願、「お召しを受ける光栄」という恩恵論の強調は、強制なしに学生の「徴集」が可能と判断した結果であると考えられる。

あくまで学徒の自発性に期待し、志願強制を行わないことを建前とした総督府の方針に対して、朝鮮人学徒は、志願なら兵役に行かなくても良い、選択の自由がある、兵役の他にもご奉公の道はあるなど、その建前を逆手にとって志願回避の根拠にした。

実際、朝鮮における大学・高専の志願状況は、一部を除いて、志願受付開始後一週間を経ても、ほとんどゼロに近いという散々たるものであった。それは日本「内地」の大学へ通う在日朝鮮人留学生にも共通した状況で、十一月十日時点で、東京の適格者二千三百名中、志願者はわずか九十名しかいなかったのである。

総督府にとっては学徒の自発性への期待が大きかっただけに、表面では「愛国心」を標榜しつつ、その実、強力な民族性を有し続ける二面性、志願に対しては傍観者的姿勢を貫こうとする朝鮮人学徒の現実はまさに青天の霹靂であり、学徒志願への楽観的憶測は再検討を余儀なくされた。

つまり、いわゆる「愛国熱」は虚構であり、皇民化政策の不完全さを改めて痛感させられた総督府は、そのまま学徒の裏切りを放置しておくわけにはいかなかった。それは植民地朝鮮支配の根幹に関わり、半年後の徴兵制実施を左右する重大な問題をも孕んでいたからである。

総督府はまず、手続きの簡素化や期卒者の適格化など制度の整備を進めた。その上で民族全体の問題として志願者を集めるよう朝鮮人に強制する論理を展開した。そこで持ち出されたのが「内鮮一体」の論理だったのである。

小磯総督は、朝鮮人学徒の志願率の悪さが、朝鮮人と日本人の平等化、差別の解消に向けて為された様々な努力を全て無駄にしてしまう恐れがあるとして次のように述べた。

「殊に志願せぬ者が多いことは、朝鮮及び朝鮮人に対し、内地及び内地人が俱に礼をしないと、いふやうな結果を招来することになり、斯くして最近に至り漸く朝鮮及び朝鮮人の有能なる真価値、本質を一般に認識せしめ来った従来の努力実績がこの一事によって俄然画餅に帰する虞れあるからである」(高宮太平『半島学徒出陣譜』 姜徳相『朝鮮人学徒出陣』より重引)

このあからさまな脅迫に、「内鮮一体」の達成による差別の解消を目指していた親日派の朝鮮人は危機感を強めた。

これ以降、民族全体の問題として、「内鮮一体」を切望する親日派有識者や前記の国民総力朝鮮連盟の自発的、積極的加担によって朝鮮人学徒の志願率上昇に向けた大啓蒙運動が展開されたの

である。

それは「一人でも志願しない者があっても朝鮮人の立場は無に等しい」という信念で行われ、まさに「人狩り」の様相を呈する凄まじいものであった。学校や地域ぐるみの執拗な勧誘をはじめ、親類縁者にまで及ぶ官憲の脅迫や拷問によって、最終的には適格者の大多数を志願させるに至った。

在朝鮮の適格者中九十六％、日本から帰省中の適格者中九十三％など高い志願率の達成は、朝鮮全土で展開された大啓蒙運動のたまものであった。

そして、その啓蒙運動は、単に学徒志願率上昇のためだけに照準を合わせたものではなく、徴兵制実施へ向けて、朝鮮人全体の一層の皇民化への努力を促す一大愛国運動をも兼ねていたのである。

前述のように一九三八年以来の志願兵制度への応募者が殺到する中で、あえて四三八五名の学徒を動員するために全朝鮮をあげての大啓蒙運動が展開された理由はそこにあったのだ。

徴兵制の成否は、特に朝鮮人有識者及び婦女子の徴兵制に対する認識の改善にかかっていると総督府は考えていた。そうしたとき起こった学徒志願問題は、その有識者である学徒の兵役化であり、総督府が積極的に運動を煽ったのは当然のことであった。さらに、その機に乗じて婦女子をも視野に入れた愛国運動を展開することで、徴兵制の地ならしをしようとしたのである。学徒兵の入営日直前に母姉への感謝会、慰労会名目の集会が多発したことは、まさにその狙いが半年後に迫った徴兵制に向けての兵役認識の改善にあったと考えて間違いないであろう。

そして、半年後の徴兵制実施に際して、どうしても朝鮮人学徒をいち早く軍隊に迎えねばならない理由もあった。

徴兵制時期尚早論の中には「国語」の普及率の低さを警戒する声が多く存在した。日本語が解らない皇軍兵士が生み出され、軍隊内に未曾有の混乱をもたらす可能性が真剣に危惧されたのである。そのような想定しうる問題を直視した総督府は、国語教育の普及強化に全力を傾注し、一九四二年十月に「朝鮮青年特別錬成令」を公布して朝鮮人男子青年を罰則付きで錬成所に入所させ、一年間の国語教育を義務づけたりした。

しかし、それらの施策も十分な成果を収めるまでには至らず、間近に迫った徴兵制実施が危ぶまれた。そこで日本語を解しない朝鮮人兵士の受け皿としての役割を期待されたのが学徒兵達であった。それまでの志願兵とは異なり、大学・高専校で教育を受けた彼らは当然日本語を十分に理解でき、軍部は、彼らを日本語の解せない朝鮮人兵士の中で指導的立場に立たせることによって軍紀を維持しようと考えていた。その意味では、日本軍部にとって、朝鮮人学徒兵の確保は必要不可欠な絶対的要求だったのである。

朝鮮人学徒の出陣は、先の志願兵制度から徴兵制につながる経過措置であったが、それに関わる一連の動向から見えてくるものもあるように思われる。

朝鮮人学徒の志願に対する極めて消極的な姿勢によって同化政策の実態が露呈され、皇民化政策が改めて強化された。それと共に、総督府の巧みな論理展開によって学徒志願問題が民族全体

の問題として捉えられ、差別解消のために徴兵制実現を希求していた親日派朝鮮人による自発的、積極的な勧誘も展開された。

つまり、朝鮮人学徒出陣問題を契機として、徴兵制のスムーズな導入を志向した「内鮮一体」への取り組みが、日本人、朝鮮人それぞれの論理に基づいて一層強化、促進されたのであった。

### 3. 「内鮮一体」の具現としての徴兵制

日本人、朝鮮人双方の「内鮮一体」論とは如何なるものであったのか。

宮田節子は『朝鮮民衆と「皇民化」政策』の中で、日本人が提唱したのは同化の論理としての「内鮮一体」論であり、朝鮮人（親日派朝鮮人）側の論理としては差別からの脱出の論理としての「内鮮一体」論が展開されたとする。差別からの脱出とは、日本人と朝鮮人の完全な対等化、平等化をさすことは言うまでもない。その意味では、同じ「内鮮一体」論の中に全く相反する論理が包摂され、その矛盾を抱えたまま日本人、朝鮮人共にそれぞれの理想の達成に向けて躍起になって奔走していたことになる。

それでは何故、同化と差別の解消という矛盾する「内鮮一体」像を描きながら、学徒志願問題で見たように、総督府と親日派朝鮮人が唱和雷同し、相互補完的な共同歩調をとることが出来たのであろうか。

それは、「内鮮一体」の具現として徴兵制を位置づけることによって可能となった。

日中全面戦争から太平洋戦争へと戦局が拡大するとともに、「人的資源」の渇渴が深刻化する日本軍部にとって、朝鮮人に対する徴兵制の実施は焦眉の急務となった。しかも「兵員資源」として期待するかぎり、それは完全に皇民化された「人的資源」でなければならなかった。

しかし、志願兵制度、徴兵制施行の決定、朝鮮人学徒出陣など幾度かの徴兵制実施に向けた過渡的段階を経ても、「内鮮一体」化＝同化の成果は、総督府や軍部が満足し得る状況とは程遠いものであった。それは、日本国中が太平洋戦争緒戦の勝利に酔っていた時でも、朝鮮人の多くが「殆ど自己の現状を危惧焦慮せるもののみにして、時局に対する認識を昂揚せるものは認められず」（宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』九九頁）というように、戦局に対して極めてさめた態度を示したり、学徒志願受付開始当初、学徒の志願率が総督府や軍部の期待を裏切る極めて低い水準でしかなかったことにも如実に現れている。

このような実態を見せつけられるたびに朝鮮人に対する不信、不安、猜疑をつのらせた総督府や日本軍部が、同化の拡充に向けて、より一層狂奔したことは既に述べた通りである。

ただ、急速な戦線の拡大に伴い、もはや朝鮮人の「皇民化の度合」から徴兵制実施を躊躇する余裕など無くなり、即急かつ飛躍的に朝鮮人の兵役に対する内発性を喚起させる必要に迫られた。

その難局を乗り切るために持ち出されたのが、「内鮮一体」の究極的な目標は「内鮮の無差別平等化」であるとする意義づけであった。そして、「内鮮の無差別平等化」は唯一軍隊内でのみ実現し得ると強弁し、「内鮮一体」の美名に隠れて、兵役に対する内発性を引き出そうとしたのである。

総督府や軍部の唱えた「内鮮の無差別平等化」の論理は、あくまで目前に迫った徴兵制の無難



な導入を企図した緊急回避的な甘言にすぎず、彼らの求める「内鮮一体」の実現は完全な日本民族との同化、皇民化以外にはあり得なかった。

しかし、一部の親日派朝鮮人は、この急場凌ぎの甘言に多大な期待をかけてしまったのである。日本人からのいわれない差別と蔑視に対する憤懣が強ければ強いほど、そこからの脱出に執念を燃やす。その切実な思いから、総督府や軍部によって「内鮮一体」による差別解消、「内鮮一体」の具現としての徴兵制実施という青写真が示されたとき、それに同調し、躍起になって日本人の尖兵たらんと努めた朝鮮人がいたとしても不思議なことではない。

このようにして、徴兵制施行に至る過程において、本質的な矛盾を抱えながらも、「内鮮一体」論を紐帯とした日本人と朝鮮人の共同歩調が可能となったのである。

ただ、徴兵制を安心して実施し得る完全に民族性の抹殺された朝鮮人の形成を志向した日本人の「内鮮一体」と、朝鮮人としての自覚と誇りを強く有するが故に、差別解消、平等化の理想を実現しようとする朝鮮人の「内鮮一体」とは、決して相容れるものではなかったのである。

つまり「日本人以上に日本に忠実な朝鮮人」になることで差別からの脱出を獲得し得ると考えた期待は、朝鮮人である意識を有すること自体に警戒感や不信感を抱いていた日本人によって脆くも裏切られることになった。

それは軍隊内であっても変わりはなかった。「内鮮の無差別平等化」を目指すという「内鮮一体」論の一致は、所詮徴兵制実施による「人的資源」の確保を達成するまでの幻想であった。つまり、同化と差別解消という「内鮮一体」論の矛盾の克服は、徴兵制遂行という至上命題が存在する間だけの砂上の楼閣でしかなかったのである。

## おわりに

こうして実施された徴兵制は、当初の予想に反して、一九四四年の第一期徴兵適格者二十一万八一八九名中、受験者二十万六五〇七名、忌避行方不明者は一万六〇二名にすぎない大成功を収めた。

それはまさに、徴兵制実施に向けた一連の「内鮮一体」運動の成果であった。そしてこの成功が、志願兵制度導入以来、急激な昂揚を見せた「内鮮一体」運動の帰結点であったともいえよう。

しかし、朝鮮人をより「完全な日本人」たらしめようとし、民族性並びに文化や歴史のいっさいを抹殺しようとする民族性抹殺を意図した同化政策の極限化が、日本人の唱えた「内鮮一体」論の実体であった事実は忘れてはならない。それは朝鮮総督南による以下の発言に象徴的に表れている。

「相互に手を握るとか、融合するとかいふやうなそんな生温いものぢやない。手を握る者は離せば又別になる。水と油も無理に掻き混ぜれば融合した形になるが、それではいけない。形も心も血も肉も悉くが一体とならなければならん。」(「国民精神総動員朝鮮連盟役員総会席上総督挨拶」一九三九年五月三十日 宮田『朝鮮民衆と「皇民化」政策』より重引)

日本による朝鮮支配政策は、単に日本人以上に日本人らしい「朝鮮人」を形成することではな

く、まさに「人的資源」として、日本の民族性を有した「日本人」を培養しようとする信念に貫かれたものであった。それは、あるべき「朝鮮人」への模索ではなく、完全な「朝鮮人」自体の否定であり、そのような異民族支配の方針は、同じ植民地である台湾や、太平洋戦争期の占領地においても同様に適用されたと考えられる。日本の異民族支配の実体とはこのようなものであった。

そして、「内鮮一体」論の有力な論拠として、日本と朝鮮とは遠く神話時代から深い関係にあり、人種的にも文化的にも同一同根のものを有しているとする「日鮮同祖論」が広く吹聴された。それ故朝鮮人は完全な「日本人」になることが可能であるとする一方的な「同化」が強要されたことを考えれば、韓国併合直後から続いた「日鮮同祖論」を巡る動きは非常に興味深い。

喜田貞吉などによって展開された「日鮮同祖論」の内容やそれらを巡る論争、そして「日鮮同祖論」と朝鮮支配との関係性についての考察を今後の課題としたい。

#### 【参考文献】

- 姜徳相『朝鮮人学徒出陣』（岩波書店 一九九七）
- 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』（未来社 一九八五）
- 菊池邦作『徴兵忌避の研究』（立花書房 一九七七）
- 井上秀雄編『セミナー日朝関係史』（桜楓社 一九六九）
- 安田武『学徒出陣』（三省堂 一九六七）
- 朴慶植『日本帝国主義の朝鮮支配』上・下巻（青木書店 一九七三）
- ねず・まさし『現代史の断面・戦時下の朝鮮・台湾』（校倉書房 一九九七）
- 宋健鎬著 朴燦鎬監修『日帝支配下の韓国現代史』（風濤社 一九八四）